# 社会福祉法人明清会 障がい福祉サービス利用料金表

算定項目		区分2以下	区分3	区分4	区分5	区分6
1.生活介護サービス費	3時間未満	218 円	239 円	268 円	386 円	517 円
	3時間以上 4時間未満	273 円	300 円	335 円	483 円	646 円
	4時間以上 5時間未満	327 円	358 円	401 円	578 円	774 円
	5時間以上 6時間未満	381 円	419 円	469 円	676 円	904 円
	6時間以上 7時間未満	532 円	583 円	652 円	941 円	1,258 円
2.福祉専門職員配置等加算(I)		15 円				
3.福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)		6 円				
4.常勤看護職員等配置加算		56 円				
自己負担額合計(日額) ※サービス提供時間(6時間以上)ご利用の場合		609 円	660 円	729 円	1,018 円	1,335 円

- \*サービス提供時間によりサービス費が算定されます。
- \*初期加算・入浴支援加算・食事提供体制加算・訪問支援特別加算・欠席時対応加算・利用者負担上限額管理加算・送迎加算等に係る加算は対象となる利用者の方が算定されます。
- \*食費については、介護給付費対象外サービスとなり、軽減措置対象外の方は1食590円です。なお、そのうち食材料費は350円です。
- \*福祉·介護職員処遇改善加算(I)は上記介護保険分より算定された単位数の1000分の81に相当する単位が加算されます。
- \*サービス提供時間は9時30分から15時45分となります。
- 注意: 障害福祉サービスの自己負担分は、障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内となります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、 それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)(注2) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く(注3)	9,300 円
一般2	上記以外	37,200 円

- (注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
- (注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
- (注3) 入所施設利用者(20歳以上)グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」の区分となります。

# 社会福祉法人明清会 障がい福祉サービス利用料金表

2.就 労継続支援A型 令和6年6月1日施行

	1.1
算定項目	自己負担額
1.就労継続支援A 型サービス費(I)	533 円
2.福祉専門職員配置等加算(I)	15 円
自己負担額合計(日額)	548 円

- \*初期加算・訪問支援特別加算・欠席時対応加算・利用者負担上限額管理加算・送迎加算等に係る加算は対象となる利用者の方が算定されます。
- \*就労移行支援の支給決定を受ける利用者の方は、利用終了月に1回を限度として就労移行連携加算1000単位が加算されます。
- \*福祉·介護職員処遇改善加算(I)は上記介護保険分より算定された単位数の1000分の96に相当する単位が加算されます。
- 注意: 障害福祉サービスの自己負担分は、障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内となります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、 それ以上の負担は生じません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)(注2) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く(注3)	9,300 円
一般2	上記以外	37,200 円

- (注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
- (注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
- (注3) 入所施設利用者(20歳以上)グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」の区分となります。

# 社会福祉法人明清会 障がい福祉サービス利用料金表

# 3.放課後等デイサービス

令和6年6月1日施行

算定項目		①②③以外	①医療的ケア児 3点以上	②医療的ケア児 16点以上	③医療的ケア児 32点以上
	30分以上 1時間30分以下	574 円	1,247 円	1,583 円	2,591 円
1.放課後等デーサービス給付費	1時間30分超 3時間以下	609 円	1,282 円	1,618 円	2,627 円
	3時間超 5時間以下	666 円	1,339 円	1,674 円	2,683 円
2.福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)			6	円	
自己負担額合計(日額) ※サービス提供時間(3時間超5時間以下)ご利用の場合		672 円	1,345 円	1,680 円	2,689 円

- \*家族支援加算・子育てサポート加算・関係機関連携加算・事業所間連携加算・個別サポート加算・入浴支援加算・自立サポート加算・ 通所自立支援加算・延長支援加算・事業所内相談支援加算・利用者負担上限額管理加算・欠席時対応加算・強度行動障害児支援加算・ 送迎加算等に係る加算は、対象となる利用者の方が算定されます。
- \*福祉・介護職員処遇改善加算(I)は上記介護保険分より算定された単位数の1000分の134に相当する単位が加算されます。
- \*サービス提供時間は平日13時00分から17時00分、学校休日9時00分から17時00分となります。
- 注意:障害福祉サービスの自己負担分は、障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内となります。 障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量に かかわらず、それ以上の負担は生じません。

	C4-05/E-05/E-05/E-05			
区分	世帯のリ	負担上限月額		
生活保護	生活保護受給世帯		0 円	
低所得	市町村民税非課税世帯		0 円	
一般1	市町村民税課税世帯 通所施設、ホームヘルプ利用の場合		4,600 円	
一放「	(所得割28万円 <sup>(注)</sup> 未満)	入所施設利用の場合	9,300 円	
一般2	上記以外		37,200 円	

<sup>(</sup>注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。

共生型短期入所 令和6年6月1日施行

算定項目	共生型短期入所 共生型短期入所 (福祉型)サービス費(I) (福祉型)サービス費(I)		共生型短期入所 (福祉強化型)サービス費(I)	共生型短期入所 (福祉強化型)サービス費(II)
区分	障害者・児 障害者・児 (共生型サービスのみ利用) (別に日中活動系サービスを利用)		医療的ケアが必要な障害者・児 (共生型サービスのみ利用)	医療的ケアが必要な障害者・児 (別に日中活動系サービスを利用)
1.共生型短期入所サービス費	784 円	240 円	1,013 円	471 円
2.栄養士配置加算(I)	22 円			
3.常勤看護職員等配置加算2	8 円			
自己負担額合計(日額)	814 円	270 円	1,043 円	501 円

- \*当事業所による送迎を行った場合は、片道186円が加算となります。
- \*短期利用加算、医療的ケア対応支援加算、食事提供体制加算、緊急短期入所受入加算、利用者負担上限額管理加算等に係る加算は、 対象となる利用者の方が算定されます。
- \*福祉・介護職員処遇改善加算(I)は上記介護保険分より算定された単位数の1000分の159に相当する単位が加算されます。
- \*その他の日常生活費、特別な食事、理髪・美容等の費用が必要となります。
- \*入退所時間は原則として、入所15時(お迎え時間は14時40分頃)、退所14時(お送り時間は14時20分頃)となります。 (入退所時間についてのご要望は、別途ご相談下さい。)
- \*食費及び滞在費については、介護給付費対象外サービスとなり、下表のとおりです。なお、食費は1食ごとの清算となります。

食費	朝食	昼食	夕食	一日の食費
①食費(食事提供加算 <u>非該当</u> の方)	530 円	780 円	660 円	1,970 円
②食費(食事提供加算 <u>該当</u> の方) ※食材料費のみ	200 円	350 円	360 円	910 円
滞在費	ユニット型個室			
滞在費	1,200 円			

注意: 障害福祉サービスの自己負担分は、障害福祉サービス受給者証に記載された金額の範囲内となります。

障害福祉サービスの自己負担は、所得に応じて次の4区分の負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、 それ以上の負担は生じません。

#### 【障害者の利用者負担額】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯(注1)	0円
一般1	市町村民税課税世帯(所得割16万円未満)(注2) ※入所施設利用者(20歳以上)、グループホーム利用者を除く(注3)	9,300 円
一般2	上記以外	37,200 円

- (注1) 3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね300万円以下の世帯が対象となります。
- (注2) 収入が概ね600万円以下の世帯が対象となります。
- (注3) 入所施設利用者(20歳以上)グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」の区分となります。

#### 【障害児の利用者負担額】

区分	世帯の	収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯		0円
低所得	市町村民税非課税世帯		0円
<u> </u>	一般1 市町村民税課税世帯 通所施設、ホームヘルプ利用の場合   (所得割28万円(注)未満) 入所施設利用の場合		4,600 円
一般(			9,300 円
一般2	上記以外		37,200 円

(注) 収入が概ね890万円以下の世帯が対象となります。